

火災廃棄物の搬入について

住宅等が火災に遭われた場合、減免申請することで、火災により生じた廃棄物を無料で「江南丹羽環境管理組合」へ搬入することができます。（搬入基準は次頁を参照してください。）

ただし、店舗、工場、貸家（アパート、マンション）、事務所等の事業活動で利用した火災廃棄物は「江南丹羽環境管理組合」に搬入できません。店舗併用住宅の場合については、住宅部分の火災廃棄物のみ搬入できます。

【火災廃棄物の搬入のながれ】

1 搬入手続き

- （１）り災証明書をお住いの消防本部で取得します。消防本部でり災証明書の交付を受けてください。
- （２）お住いの市役所又は役場の環境担当窓口で廃棄物搬入許可申請書及び廃棄物処理手数料等減免申請書を取得します。

2 火災現場の状況確認

火災廃棄物の状況を確認し、搬入できる火災廃棄物及び搬入量等の搬入条件、搬入できる日を決めるための立会いを行います。

- （１）火災現場の状況を確認する日時を決めますので、江南丹羽環境管理組合へお電話ください。

電話 ０５８７－９５－３２００

- （２）現場確認は、被災関係者（ご本人、ご家族、解体業者等）の立会いをお願いします。

3 火災廃棄物の搬入

- ・ 搬入当日は、「廃棄物搬入許可申請書」、「廃棄物処理手数料等減免申請書」及び「り災証明書」をご持参ください。
- ・ 江南丹羽環境管理組合へは４ｔ車以下の車両で搬入してください。
- ・ 搬入の際は、組合職員の指示、誘導に従ってください。
- ・ 搬入について、ご不明な点は組合にお問い合わせください。

【火災廃棄物の搬入基準】

1 江南丹羽環境管理組合に搬入できる廃棄物

可燃性廃棄物のうち次のものに限る（放水被害物を含む）

- 1) 木製の柱、梁（はり）等で、4メートル以下に切断してあるもの
- 2) 木製の家具、建具類で、ガラス、鏡が取り除いてあるもの
- 3) 畳、ふとん類
- 4) 日用雑貨品、衣類、文具類、食品
- 5) プラスチック製品
- 6) 炭化した可燃物

2 江南丹羽環境管理組合に搬入できない廃棄物

- 1) 金属製の柱、梁（はり）等
- 2) 壁土（小舞竹を除く）、モルタル、コンクリート製品、石膏ボード
- 3) アルミ、スチール製の建具、金属製外壁
- 4) 金属製の机、椅子、耐火金庫等の金属類
- 5) 電気コード、電気器具類、冷暖房器具
- 6) タイル、瓦（かわら）、便器、食器等の陶磁器類
- 7) 流し台、棚、調理用品等のステンレス、スチール、ホーロー類
- 8) 薬品、消火器、ボンベ類、ペンキ類
- 9) 基礎部分及び地下埋設部分（浄化槽及びその配管等）
- 10) り災していない庭木
- 11) 土砂及び土砂混じりの廃棄物

※江南丹羽環境管理組合へは4 t 車以下の車両で搬入してください。